



太陽電池発電所設置における 電気事業法に係る手続きの流れ



設置者

中部近畿産業保安監督部
近畿支部

- **主任技術者の決定・保安体制の構築**
電気事業法第43条第1項

- **保安規程の策定**(主任技術者による内容確認)
電気事業法第42条第1項
電気事業法施行規則50条

- **工事計画届出書類作成**
(主任技術者による技術基準適合性確認)
電気事業法第39条、第48条第1項、
電気事業法施行規則第65条、第66条、別表第2、第3
電気設備に関する技術基準を定める省令
電気設備の技術基準の解釈
発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令
及び解釈

- **電気主任技術者選任届出書の提出**
電気事業法第43条3項
- **保安規程届出書の提出**
電気事業法第42条第1項
- **工事計画届出書の提出**
電気事業法第48条第1項

- **工事着工**(主任技術者による工事の監督)
工事計画届出書提出後30日経過後
電気事業法第48条第4項

- **使用前自主検査要領の策定**
電気事業法第51条第2項
電気事業法施行規則第73条の4
使用前・定期安全管理審査実施要領(内規)使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈

- **使用前自主検査の実施**(主任技術者の監督)
工事完了後
電気事業法第51条第1項
電気事業法施行規則第73条の3

- **使用前自主検査記録の作成、保存**
電気事業法第51条第1項
電気事業法施行規則第73条の5

- **使用前安全管理審査申請**
手数料必要、リンク先参照
電気事業法第51条第3項
電気事業法施行規則第73条の7第1項
電気事業法関係手数料規則第3条

■ **工事計画内容事前確認**

工事着工
30日前

■ **工事計画内容の審査**
電気事業法第48条第4項

■ **使用前安全管理審査の実施**
電気事業法第50条第3条、第4項
電気事業法施行規則第73条の6
使用前・定期安全管理審査実施要領(内規)

■ **評定・審査結果の通知**
電気事業法第51条第6条、第7項